

企業奨励制度

企業の設備投資を応援します

令和7年中に事業用の土地や建物、その付属施設、機械や装置などを新設・拡充した場合に支援が受けられます。過疎地域に指定されている干潟地域にのみ適用される支援もあります。

市内全域が対象の支援

対象／製造業、道路貨物運送業、運輸に付帯するサービス業、倉庫業、情報通信業、卸売業、小売業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル、公園・遊園地、産科・小児科、植物工場を営む、従業員数が5人以上で、年間の設備投資額が一定の要件を満たす事業者

支援内容／●固定資産税の課税免除(5年間) ●雇用奨励金(新規雇用者(旭市民かつ純増分のみ)1人につき30万円 ●緑化奨励金(1㎡につき2,000円(特定工場に該当する場合のみ))

干潟地域内のみ対象の支援

対象／製造業、旅館業、情報サービス業など(情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査)、農林水産物等販売

業で、年間の設備投資額が一定の要件を満たす事業者

支援内容／固定資産税の課税免除(3年間)

〔共通事項〕

申込期間／令和8年1月5日(月)～30日(金)

申し込み方法／市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて郵送するか持参してください。くわしい内容は、市ホームページで確認してください。



市内全域



干潟地域のみ

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の

2132

商工観光課商工労政班

☎62・5874

意見を募集します

旭市過疎地域持続的発展計画(素案)

令和3年に策定した「旭市過疎地域持続的発展計画」が本年度をもって終了することから、市では、令和8年度～令和12年度を期間とする次期計画の策定を進めています。

地域の実情に沿ったより良い計画とするため、皆さんからの意見を募集します。

募集期限／12月15日(月) ※必着。

閲覧場所、意見書の配布場所／企画政策課、各出張所
※意見書は、市ホームページでも入手できるほか、任意の様式でも提出できます。

提出できる人／●市内在住・在勤・在学の人 ●市内に事務所か事業所がある、または意見を募集する計画に利害関係があると認められる個人・法人・その他の団体

提出方法／必要事項(住所、氏名、電話番号、在勤・在学の人は勤務先・通学先の名称と所在地、利害関係がある人はその理由)と意見を記入し、閲覧場所にある意見書回収箱に入れるか、郵送、メールまたはファクスで提出してください。

意見の取り扱い／受け付けた意見と、意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公表します。

電話や匿名での意見の受け付け、意見書の返却、個別の回答はしません。

くわしい内容は、市ホームページで確認してください。



提出・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の2132 企画政策課企画調整班
(☎62-5307・FAX63-4946・✉kikaku@city.asahi.lg.jp)

住みやすいまちをつくる未来の設計図

都市計画(案)の概要の縦覧と公聴会を開催

都市計画の変更・決定に関する概要の縦覧と公聴会を開催します。

概要の縦覧

種類／①旭都市計画用途地域の変更 ②広域都市計画マスタープラン(香取・東総広域都市圏の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更) ③白地地域における建築形態規制 ④建築基準法22条区域の指定

期間／12月12日(金)～26日(金) ※土、日曜日を除く。

場所／都市整備課

公述の申し出

申し出できる人／市内に住所がある、または計画に利害関係があると認められる個人・法人

申出期間／12月12日(金)～26日(金) ※消印有効。

提出方法／都市整備課か市ホームページで入手できる申出書に必要事項を記入し、①は旭市長宛て、②～④は千葉県知事宛てで、都市整備課に郵送するか持参してください。



公聴会

日時／令和8年1月25日(日) 午前10時～

場所／市役所1階 市民ホール

※公述の申し出がなかった場合は開催しません。

提出・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の2132 都市整備課都市計画班(☎62-5355) ※②の問い合わせは千葉県県土整備部都市計画課(☎043-223-3375)、③・④の問い合わせは千葉県県土整備部建築指導課(☎043-223-3190)にしてください。